

令和5年門審第9号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和4年5月24日13時05分

福岡県妙見埼北西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	モーターボートB
総トン数		7.9トン	1.9トン
全長		16.70メートル	9.30メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		448キロワット	80キロワット

3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央部に操舵室を配し、同室前部中央に磁気コンパス、その右舷側に機関遠隔操作レバー、左舷側にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ装備し、舵輪は取り外され、磁気コンパスの後方に操縦席を設け、操舵室から約10メートル延長されたコード付の機関と舵を遠隔操作できる操船装置（以下「リモコン」という。）を備えたFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、いか樽流し漁の目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年5月24日02時00分福岡県脇田漁港を発し、山口県蓋井島北西方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、漁場に到着して操業を行ったのち、帰途に就くこととし、操縦席に腰を掛け、GPSプロッターを作動させ、レーダーを休止したままとして、12時31分妙見埼灯台から327度（真方位、以下同じ。）14.3海里の地点を発進し、直ちに針路を140度に定めて自動操舵とし、8.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、船首方を一見して船舶を認めなかったため、リモコンを携行して操舵室から船首甲板右舷側に移動し、リモコンを足元に置いて漁具の片付け作業を開始した。

13時02分a受審人は、妙見埼灯台から330度10.1海里の地点に達したとき、正船首740メートルのところに、Bを視認する

ことができ、同船がほとんど動かないことから漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、漁具の片付け作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、13時05分妙見埼灯台から331度9.7海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首部がBの右舷船首部に前方から5度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央やや船尾寄りに操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、その右舷側に機関遠隔操作レバー、左舷側にGPSプロッターをそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日06時30分脇田漁港を発し、蓋井島西方沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、07時30分釣り場に到着して釣りを開始したものの、期待した釣果が得られなかったことから、妙見埼北西方沖合に移動することとし、12時30分衝突地点付近で、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。

b受審人は、右舷側に竿を出して釣りをを行い、12時57分半衝突地点付近で、右舷前方1.0海里のところ、南下するAを初認し、程なく、同船が自船に接近することを認めた後、釣りを再開した。

b受審人は、13時02分衝突地点で、船首が315度を向いていたとき、Aが右舷船首5度740メートルのところとなり、その後同

船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、同船に対して避航を促す音響信号を行うことも、更に接近しても衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣りをしながら漂泊中、13時04分半船首方近距離にAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が315度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に擦過傷を生じ、Bは右舷船首部外板に破口を生じたが、のち修理された。

(航法の適用)

本件は、妙見埼北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、妙見埼北西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、妙見埼北西方沖合において、脇田漁港に向けて航行する

場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁具の片付け作業に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行してBとの衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、妙見埼北西方沖合において、釣りをを行うため漂泊中、自船に接近するAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が漂泊中の自船を避けるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びBにそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年8月23日

門司地方海難審判所

審判官 山 岸 雅 仁